

## 外貨預金 ATM サービス規定

## 1. (サービス内容)

(1) 外貨預金 ATM サービス(以下「本サービス」といいます。)は、外貨普通預金規定ならびに、外貨普通預金通帳の裏面記載事項の定めにかかわらず、当行所定の現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」といいます。)で、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカード(ブライトワン、ならびにクレジットカード一体型キャッシュカードを含みます。以下「カード」といいます。)、および外貨普通預金通帳(平成 18 年 5 月稼働のオンラインシステムに対応する外貨普通預金通帳をいいます。以下同じです。)を使用して次の場合に利用することができるサービスです。

- ① 普通預金口座から預金を払い戻し、同時にそれに相当する代り金外貨額を、外貨普通預金口座へ振替入金する場合。
- ② 外貨普通預金口座から預金を払い戻し、同時にそれに相当する代り金円貨額を、普通預金口座へ振替入金する場合。

(2) ①、②いずれの場合も、振替金額の換算相場は、取引時に ATM の画面に表示される当行所定の外国為替相場を適用します。

(3) 本サービスの対象となる外貨普通預金への預入通貨は、当行所定の通貨とします。振替を行う外貨普通預金通帳と円貨の普通預金のカードは同一お客さま番号(CIF)の本人名義の口座に限ります。

## 2. (暗証の届出・照合)

(1) 本サービスに使用する暗証は、カードの暗証と同一とします。

(2) 当行は、ATM の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ、外貨または円貨への換算、振替を行います。

## 3. (振替の方法)

本サービスを利用して振替資金を預金口座からの振替により払い戻し、振替入金するときは、ATM の案内手順に従って操作し、ATM にカードおよび外貨普通預金通帳を挿入し、届出の暗証および振替金額を正確に入力してください。この際、普通預金通帳、および払戻請求書ならびに入金伝票の提出は必要ありません。

(1) 振替金額の入力は、円貨額または外貨額のいずれでも可能とします。(外貨普通預金の入力単位は、円貨額での入力の場合は 1 円単位・外貨換算で 1 通貨以上。外貨額での入力の場合は 1 通貨単位とします)ただし、代り金の計算(円貨額入力の場合の代り金外貨額の算出、または外貨額入力の場合の代り金円貨額の算出)は取引時に ATM 画面に表示される外国為替相場にもとづき、当行所定の計算方法で行います。なお、円貨額での入力の場合、この計算の結果、振替円貨額が入力した円貨額と異なる場合があります。なお、カードローン口座・普通預金総合口座の当座貸越・普通貸越による振替、預金残高不足および合理的な理由により口座に停止が設定されている場合は振替できません。

(2) 振替の内容の確認操作を行った後は、画面表示の内容で振替処理を行います。振替の内容の確認操作後に、振替の訂正、取消はできません。

(3) 本サービスにおける 1 回あたりおよび 1 日あたりの振替金額は、当行所定の方法により表示する範囲内とします。

## 4. (代理人カード)

代理人カード(バンクカードの家族会員カードを含みます。)は、本サービスを利用することができません。

## 5. (ATM 故障等の取扱い)

停電、端末故障、通信回線の障害等により、ATM による取扱いができないときは、本サービスの利用はできません。これにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、外国為替相場の急激な変動により、本サービスを中断する場合があります。

## 6. (ATM への誤入力等)

ATM の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

## 7. (お取扱いできる ATM)

お取扱いできる ATM は当行本支店の ATM に限り、その機種は当行所定の機種とします。

## 8. (利用可能日・利用可能時間)

本サービスの利用は、当行所定の利用可能日、利用可能時間に限るものとします。

## 9. (為替リスク)

外貨預金は、為替相場の変動により円貨でのお受取額が変動する預金です。外貨預金から払出しする際に適用される為替相場が、預入れの際に適用された為替相場と比べて円高の場合には、為替差損が発生します。また、為替相場の変動がなくても、預入時と払出時に適用される為替相場には差がありますので、円貨で元本割れが発生することがあります。

## 10. (届出事項の変更)

円預金口座、外貨普通預金口座等の届出事項に変更があるときは、当行所定の書面によってお取引店に届け出てください。この届出前に当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、外貨普通預金規定、荘銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)、普通預金規定、荘銀総合口座取引規定、<荘銀>ブライトワン会員規約により取り扱います。

## 12. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上